

村落を構成する同族祭団

——丹波国於与岐村の株と株講——

竹 田 聰 洲

〔要約〕 中丹波の一山村於与岐が、村氏神をめぐり整然たる宮座組織をもつ一方、株という同族結合をその構成原理とし、且つそれが株講と呼ぶ同族協祭の慣行を以て、重層的に鮮かな祭団群を形成して居る現在の伝承を介して、族制と祭祀の構造關係を見、次に近世の文献を通じ、そうした村落構成と同族結合との間の歴史的關係を推定することによつて、従来の歴史学と民俗学の平行關係にも幾つかの交叉のある事を実証しようを試みたものである。

一、同族結合——歴史学と民俗学の交点

同族結合への傾斜は、前代社会構造の底層を極めて強く規制しているが、その余りに基本的日常的である為概ね文献に遺されず、従つて事実が基礎的であるという正にその理由によつて永く之が文献史学の問題となり得なかつたのは寧ろ自明である。難解な日本の家の祖型として家族と村

落の媒介契機をなし、民族信仰の中枢たる氏神乃至祖靈信仰の成立基盤として社会学や民俗学のエクステンシブな調査が近年頃に集積されているが、それと並んで今後に期待されるのは、一地域のそうした現伝承が荷つている現実の歴史的背景をインテンシブに分析することである。

名称・実態・機能は各地極めて区々乍ら、總じて同族結合の顕在は、当該地域社会の後進性の徴標とされ、従つて

先進的な畿内等では一般にそれは潜在化している様に見られるに反し、丹波一円(京都府兵庫県共)と加佐与謝の丹波寄り丹後二郡には、株譚又は先祖譚と呼ぶ、株・マキの同族祭慣行が広く分布して一の民俗学的景観をなしている。而して先進性と深い関連に立つ畿内或は近江風の整然たる宮座組織が恰も右の地域には可成り弛緩或は崩壊の跡を示すのはそれ自体看過し得ないが、こゝに報告する京都府(丹波)何鹿郡東八田村大字於与岐は、鮮かに両者を併存させる点で更に特殊の意味をもつている。総戸数一五四が悉く農、林業を営み、村は完全な袋谷の中に溪流伊佐津川に沿つて、上より大又・中川原・下村、別の溪流見内川を狭む見内、の都合四部落が現制大字於与岐を成し同時に中川原鎮座の氏神於与岐八幡宮の氏子区域を形成する。近世以来の文書に於与岐村、於与岐四ヶ邑、大俣村、中川原村、下村、見内村等の文字が習見し、村高物、成高庄屋、年寄等は四小村単位に持ち、且つ同族結合である株が寄つて直接に構成するのはこれら各小村であるから之は社会的にも一個の組織体であつた。慶長檢地(後述)は「於与岐村」として施行さ

村落を構成する同族祭団(竹田)

れたが、以後於与岐を通じての惣庄屋風の者は見えないから、於与岐としての一体性は行政単位としてよりは、その集落立地の景観とも相俟ち、四村共通の一氏神をめぐる宮座集団たる点により多く存した様である。四小村を通じて各株内は同姓であり、同族神として荒神又は株荒神を祀り、之を廻る株譚という同族協祭の慣行にその結合の紐帯を温め、その儘一個の祭団としての性格が著しく、於与岐としては宮座組織と同族祭団との重層的祭祀組織を形成する。

二、宮座と株譚——伝承

(1) 宮座

村社於与岐八幡宮は、古文書を殆んど紛失しているが、伝承によれば和銅三年武内宿称の遠裔吉田七郎兵衛起し、上野甚左衛門を従え当村小字一ノ瀬(今あり。伊佐津・見内兩川の合流点。於与岐の谷の終)に宇佐より分霊を勧請したに始まり、於与岐外八ヶ村の惣氏神であつたが、嘉吉年中火災(一説天文十一年水害)により於与岐中央の現地に遷座したという。諸伝承を綜合するに現制東西両八田村にかけての総社から、後に於与岐のみの

専社となつたのは事実らしく、それは恐らく中世後半期に於ける於与岐村の成立乃至発展（寛正二年の安国寺文書に「於史一六」と関連するものであろうが審かでない。古来より当社をめぐり禰宜カブ・御饌カブ・獅子カブ・鼻長カブ・神興カブ等の神事芸能のカブ（同族結合の株と区別する）が家筋（為假名書す。以下同）が家筋

第一表 於与岐四部落の株と宮座カブ（矢印は同一者）

大						又		区	
7	6	5	4	3	2	1	株 (I II III 等は假称)		戸構
山口株	鍋師株	吉崎株	IV	III	II	I	7	株親家	成
2	6+(2)	4	1+a(1)	6	5	7	株親家	成	成
山口重太郎家	^a (鍋師喜太郎家)	吉崎文敏家	?	吉田次男家	吉田チエノ家	吉田勇武郎家	株親家	成	成
↓				吉田丑太郎家			持つ家	成	成
御興カブ				鼻長カブ	禰宜カブ		名称	成	成
三宮の前左				天狗ノ舞	神主役カ		務	成	成

に固定し、祭礼には烏帽子素袍で嚴重な座札を行つた。同族の株の本家を「株親」といつているがその不明な株も少くない。今四部落毎に株及びその構成戸数、株親・宮カブを示せば次の通りである。

村落を構成する同族祭団（竹田）

原 川 中										
	9	8	7	6	5	4	3	2	1	8
(檀 越 寺)	福井 株	" Ⅱ	坂田 株 Ⅰ	吉 崎 株	" Ⅴ	" Ⅳ	" Ⅲ	吉 田 株 Ⅱ	吉田株Ⅰ (惣左衛門株とも云) 吉田姓9 吉崎姓6	株に属しない
(計)	1	2	8	4	2	3	2	3+(1)	15+(2)	(計) 35
	福井武志家	坂田てい家	坂田武治家 ↓	吉崎茂左衛門家 ↓	吉田光一家 ↓	吉田イマ家	吉田源左衛門家 ↓	吉田長太郎家	吉田宗太郎家	野瀬井常夫家 ↓
		坂田廉太郎家	坂田育衛家	吉崎実太郎家				吉田五右衛門家		吉崎儀平家
	御興カブ	獅子カブ (尾)	陸雀カブ	同 右 (〃)	獅子カブ (頭)	御興カブ	鼻長カブ	獅子カブ (尾)		同 右
	一宮の前左		論設 d		三宮の後右一宮の 後右 獅子舞の頭をかむ る c			獅子舞の尾になる		三宮の前右 二宮の後左

村 下											区		
12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		
森 本 株 e	Ⅴ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅵ	Ⅴ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	株 (は 仮 称) Ⅰ Ⅱ Ⅲ	
2	2 +(1)	1 +(1)	3	3 +(1)	4	2	2	2	6	5	5		戸構 数成
森 本 一 己 家	(吉 田 治 兵 衛 家)	(吉 田 景 一 家)	?	(吉 田 太 郎 左 衛 門 家)	吉 田 初 二 家	?	?	?	?	吉 崎 弥 市 家 ↓	吉 崎 勝 二 家	株 親 家	
				吉 田 治 左 衛 門 家							吉 崎 豊 助 家	持 つ 家	宮 カ ブ
				御 興 カ ブ						御 儀 カ ブ	御 興 カ ブ	名 称	
				一 宮 の 前 右						鋪 設 a	二 宮 の 前 左	任 務	

村落を構成する同族祭団（竹田）

この表によれば、宮座カブは概ね同族の株を単位に鎮座村以外には殆ど均分され、株親家が宮カブをもつ原則がかつて支配したらしい。カブの家で勤仕に故障（汚穢）を生ずると自株から代人を出す。御饌カブは一般的表現に従えば恐らく頭屋であり、禰宜カブ吉田次男家は（上野保太郎）今の相根神職家の管掌の始まる明治初年以前は神主役を独占した。かかる特殊の宮カブは別としても、株親家を結束の中心とする株としての対内的な面と、村落構成単位たる対外的側面とは、相携えて宮座組織に深く入込んで居る点が特に注目に価する。

(2) 株

本稿では史料の關係上、下村に重点をおき今昭和廿七年の住民登録時を以てその株組織を表示すれば次の如くである。矢印の左右は同一なる事を示す。

第二表 下村の株組織 (昭和27・7・1現在) 備考…()は転出の住民登録の記憶新しきもの。

株親	昭和27.7.1. 住民登録				戸籍上ノ戸主	現住所	本籍地	宮カブ
	登録番号	世帯主	主ノ戸籍	主ノ戸籍				
吉崎株 I	○	⑮	吉崎勝二		→	田和 18番地	→	
		⑯	吉崎為蔵		→	田和 14	→	
		⑰	吉崎豊助		→	田和 19)20)	→	○
		⑱	吉崎国蔵		→	田和 66	→	
		㉑	吉崎安太郎		→	田和 50	→	
吉崎株 II	○	①	吉崎弥市		→	ノテ 20	段 20	○
		②	吉崎五左衛門		→	木戸場 22	→	
		⑳	吉崎喜義		→	田和 50の1	→	
		㉔	吉崎太一郎		→	谷 29	→	
		㉘	吉崎文之助		→	ユリ 10	ヒモノ谷22	

村落を構成する同族祭団（竹田）

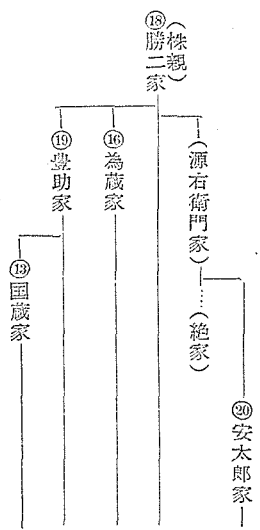
吉 崎 株 Ⅲ		①	吉崎孝市郎	→	木戸場 15	ソラ 6	
		⑩	吉崎源次郎	→	田和 64の1	→	
		⑳	吉崎喜茂	→	谷 24	京都市(転籍)	
		㉑	吉崎満夫	→	谷 17	→	
		㉒	吉崎徳二	妻 吉崎ハナ	段 11の3	→	
		㉓	吉崎亀吉	→	谷 4	→	
株吉		④	吉崎重太郎	→	木戸場 26	→	
IV崎		㉔	吉崎一	父 吉崎有蔵	田和 38	→	
株吉		⑪	吉崎弥多吉	→	田和 73	→	
V崎		㉕	吉崎伴次郎	妻 吉崎ウメノ	谷 26	→	
株吉		⑧	吉崎武	→	田和 84	段 28	
VI崎		㉖	吉崎由男	→	段 11の3	→	
吉 田 株 I	○	㉗	吉田初二	兄 吉田庄太郎	トノ坂7.18)	→ 7.11)	
		⑮	吉田幸右衛門	→	田和 12のI	→	
		⑭	吉田竹三郎	→	田和 11	→	
		㉘	吉田源右衛門	→	トノ坂 8	→	
吉 田 株 Ⅱ	○		(吉田太郎左衛門)				
		㉙	吉田治左衛門	→	ニリ 25	→ 26	○
		㉚	吉田宗吉	→	谷ケ市 15	→	
		㉛	吉田鉄三郎	→	ニリ 9	→	
吉 田 株 Ⅲ		⑥	吉田石蔵	→	田和 85	→	
		⑦	吉田いと	→	田和 78	→ 60 62)	
		㉜	吉田喜作	→	田和 47	→	
株吉	○		(吉田景一)				
IV田		③	吉田長左衛門	→	木戸場 27	→	
	○		(吉田治兵衛)				
吉 田 株 V		②	吉田鉄夫	妻 吉田文江	木戸場 30	→	
		㉝	吉田安太郎	→	ニリ 3	→	

株親	昭和27. 7. 1住民登録			戸籍上の戸主	現住所	本籍地	宮カブ
	登録番号	世帯主	戸主との関係				
株関係 <small>なごもの</small>	⑪	吉崎 清太郎	父	吉崎 権蔵	田和 16	→	○
	⑫	相根 金次		→	田和 72の1	→	
	⑬	相根 栄子		→	空ノ下15—16—17	(見 内)	
森本株	○	⑭ 森 本 一 己	妻	森本美恵子	ヒモノ谷19		同
		森 本 一			(中川原)		
12株	39戸						

第二表(続)

総戸数三九、特別の理由で孤立する三戸の外悉く何れかの株に属し、世帯主と戸主、本籍地と現住所の一致は山村の停滞性を如実に物語る。一般に村落の同族結合に於て地縁のもつ意味は決定的で、地縁からの脱落はやがて同族結合からの事実上の脱落を意味するが、() はその道を現に辿る者である。然らば茲て株というものは一体何か、今之をその当事者達

の意識に徴するに「判ツキリハ知ラスガ何デモ昔カラノ家ノ關係ダ」と例外なく説明されるが、中には左の如き形で具体的に伝承する株もある。(吉崎株1、頭番号は住民登録の番号)



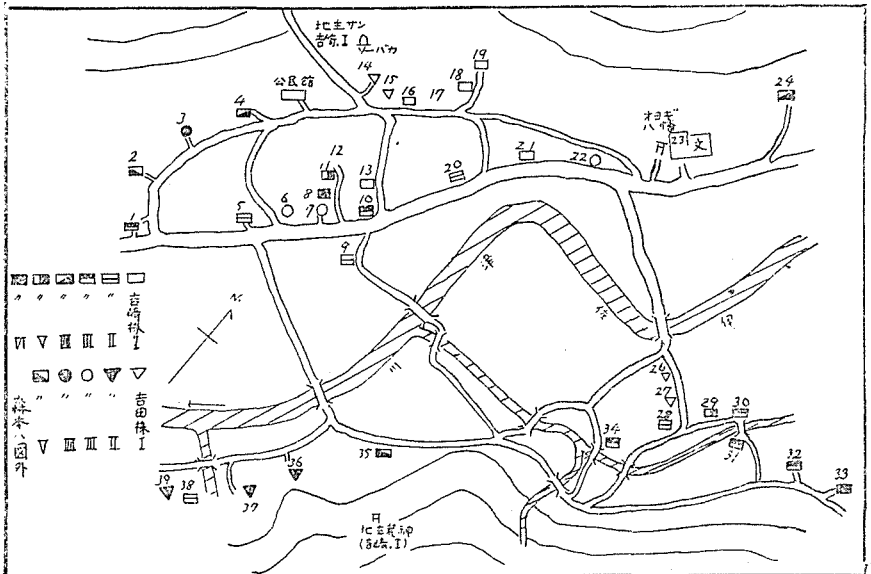
この場合、その系図の客観的当否ではなく、株親家を中心とした家の分派即ち系譜關係として了得されている点が事態の核心である。従つて株は個人的な血縁・親戚即ちシンルイとは明瞭にその原理を異にし、異株の家同士も通婚によつて緊密な親戚關係に入るが、株としては飽迄別株である一方、婚姻当事者の死亡・離婚によつて親戚關係は容易に稀薄化するが、株關係は一もその影響をうけず遙に固定したものである。村内婚が今も猶支配的で、村内各家族は横に極めて錯綜した親戚關係で覆われ、村全体が殆んど一個の老

然たる血縁団体の餽を呈するが、家及びその結束たる株の關係はそれと直交して縦に、その中を貫通している。

右の如き株は、村の日常生活に於いて極めて密接な相互扶助的關連をもつてゐる。葬式・普請・屋根葺・田植等には真先に労働の協同或は交換の対象となり、出産・結婚・新築・看護・葬式その他の吉凶には親戚の外必ず株の一部又は全部が参加し、相手方に対し挨拶するのは当事者ではなく「株総代」（多く株親家。不明など）であり、山林田畑も株内のもは一所に固つてゐる場合が少くない。「山ヤ田モ株デ分ケタ様ダ」「株ノモト居タ所ハ山ヤ畑モ一ツニナツテイル様ダ」「分家ヲ名ノラナクテハ山ハ割リアテラレヌ」等といわれるのは、以前株内の家々が地縁的にも近接していたこと、むしろ山林田畑宅地等の夫々一円地を割譲しながら、株内の家々が派出されて来た事を推察せしめ、又そうした事が協働その他の生活關連を一層容易にしたであらう。株内の家々の地縁的一団化は今も或る程度認められる（第一図）。之と關連して「暮シニ」困ル者ガアルト株内デ山ヲ分ケテ復興ニツトメル」とも云い、共有財産として

村落を構成する同族祭団（竹田）

第一図 下村各株分布図



株山や、株内総作り或は廻し作りの株田をもつ株が往々あるのは、同姓である事と相俟ち、株それ自身を一の家とする底層觀念の露頭ともみられる。ここは兩墓制の崩壊過程にあるが、「総墓」(石碑ある)を株毎にもつ株があり、又その宮役の代替が同株内から出る事は先に触れた。兎も角「株」というものが持つ意味と感覚は、例えば兩家(異株)の間に紛争の生じた場合、「株内ノ者ガ語ランノニ(容喙しない)他(他株)ノ者ガ口出シスルノハヨイ加減ナモノデヤ(感心の意)」「株ノ人(ここに特別のア)ガ(陳謝)来タンダカラ免ンゼンナラン」等といわれる所に最も端的に表われている。

然し協同生活の爲の村内のグループは独り株内に限るのではなく、又株内の総戸が例外なくその協同に参加するのでもない。親戚、近隣にも当然そうした関連は持たれ、又構成戸の多い株では日常生活の関連度に親疎を生じ、株内たる事と事実上の協同圏とは、普通多少のズレを生ずる。然るにかかるズレを一切許さず株内の家は必ず糾合する一方、株外の家は嚴重に排除し且つ年々定期に行われる唯一つの株の共同慣行がある。云う迄もなく共同祭の株譜が之

である。

(3) 株 譜

於与岐の各株が夫々毎年一定の日に行う株譜の通型は、概ね輪番頭屋制で、株毎に山に小祠を祀り譜の当日參詣後、年番の宿の床よに祭られた神の前で直会を行い、宿の神は年々株内を巡行するという風に、小規模とはいえ正しく一個の祭としての要素を皆具し、譜費は、分担又は宿の負担或は株田株譚田の収入を当てる等区々であるが、株の各家の当主は必ず参加の義務がある。山祠(A)と宿の神床に祀られるもの(B)は共に荒神、株荒神、地主荒神が多いが第三表の如く片方だけ或は双方共そうでない株、片方を欠く株、或はA Bの他に「株ノ先祖」と呼ぶ塚・石等(C)をもち株譜の日之にも供饌又は參詣する株もある。

(大又・吉田株1、中川原・惣左衛門株、下村・吉崎株1等)

第三表 同族神の神体、神名

大口株	(A) 山に祀られるもの	(B) 宿に祀られるもの
「株ノ荒神」の祠 の中味は「木箱」 大荒神「主」(夏に) その中味は「木筒」 祖魂大明神「正 倉大明神御玉保食魂 神神爾」	「山口氏地主荒神」の 神号軸	
「株ノ神サン」の祠(又 「株講神サン」 「荒神サン」とも) 味は「木筒」(その中 神社宮株内「奉勧請 と書き同裏に「従来株 荒神に候処」)	「神社宮」とかいいた掛 軸	
坂田株 「荒神」	番宿の仏壇の位牌 軸 「天照皇太神」の神号	
下村 大杉ノ根ノ「山の神」 の祠「下村全部の山ノ 神」もある		
見内 株ノ荒神	「若宮八幡」の神号軸	
相根株		

今例えば下村の吉崎株Iについてみるに、この株はAとCをもちBを欠いているが、

A、「地主荒神」祠は伊佐津川を隔てて株の家並を遠望す

村落を構成する同族祭団(竹田)

る株親家の持山にあり(第一) 一個の丸石と左の四枚の木筒が神体である。

(一)表	(二)表	(三)表	(四)表
梵字 奉地荒神文殊菩薩 安永九年 奉御社 五穀成就諸願…… 庚子三月廿五日	梵字 安永九年…… 庚子七月廿四日 奉………(虫喰のため判読不能)	梵字 文化十癸酉歳 護持施主子年家運長久 奉勸請地主大荒神文殊菩薩 正月念一日 子孫繁 諸願成就	奉……… …… ……(虫喰のため判読不能)

(裏)
今毎年三月廿五日
祭礼者也

表

〔姓〕	文化十癸酉歲	五穀成就……	(表)
〔祭〕	奉勸請地主荒神光明王真言文殊菩薩法樂	令每年七月廿四日	
	正月廿一日	諸願成就子歲男	祭礼者也

筆蹟、木簡の仕立よりみて明かに、(一)(二)は農民の、(三)(四)は宗教専門家の手に成るものであるが、之によれば当株の株譚は可成姿遷してをり、今は十一月十四日(曆新)一回であるのが、もとは三月七月兩度に矢張り地(主)荒神——文殊と習合——を祭り、神体は最初株の手で素朴に造立されたが、後に専門家の手で一層規格化されたものとみられる。(一)(二)、(三)(四)は夫々安永、文化の同時の造立であるが、地(主)荒神という一神格に対し祭日の神位の二つある事は、もと別々の神であつた地(主)神と荒神が後に合体したのでなからうか。講日午後より酒・洗米・灯明をもつて山祠に一同参詣後、宿の直会の席では株親家が正座の外は、席順は不定、講費は均分である。

C、は「地主サン」と呼ばれ、Aとは対蹠的に株の家々の背後山腹(第一)、株のソ一墓に接し一段高所に立つ自然石の「株祖先靈塔」で、もとはAと同様の丸石であつたが

「形ガオナジデ余リ字ガナイノモ頼リナク」数年前今の石碑に替え丸石の方はその葛石カシラに用いた。八月十四日夜之に詣り株譚同様、年番宿で軽い会食をする。盆の間、靈塔に盆灯籠を供え、毎夜宿から「地主サンノ灯トモシ」にゆく。灯籠の正面に左の如くかかれてゐるが、直吉は(2)安太郎家の、嘉左エ門は(3)勝二家の、夫々先

子	午	丑	未	申	酉	戌	亥
嘉左衛門	為	為	助	右衛門	右衛門	直	直
				自主様			

代で、之は株内の灯トモシ番即ち盆宿順を記したものは(源右衛門)である。そして株では「荒神ノ方ハ株ガ出来テ後カラ祀ツタモノダロウ。地主サンガ株ノホンマノ先祖カト思」つてゐる。

この吉崎株IのCが、斯様に規格化しない前の素朴な形は、自然石の「先祖サン」として中川原の惣左エ門株にも株荒神祠の近くにあるが、こうしたものは、一般に両丹地方の株にはまま見られる物である。更に於与岐ではC系の物の有無に不拘、Aの神祠の立地と株ソ一墓の位置の間に何か或る約束というより、更に

深い内面関係があるらしいのは、祖靈の性格を究むる上に重要な視点であるが未だ確かな事が云えない。ともかく同族神の神名、神体が様々な上に、右にみた如く実体と之を受撰る觀念の間にも分裂を生じ、事態は益々錯雜を極めるが、その底に「先祖」の觀念が深く結びついているらしい事はほぼ想像される。

総じて祭られる者の性格が本質に於て何であるかはその名称や体様によつてではなく、祭る方の側、即ち祭團の性格から根源的に規制されるもので、右の錯雜の中にも明瞭な一事は、株の構成戸が必ずこの祭に参加の義務と権利をもち、他株は必ず遮断されるといふ著しい事実である。又於与岐でも観音講愛宕講等、他に多くの宗教講があつたが、戦時中に殆んどが中絶又は合併された中に、株講のみは万難を排して続管されたか或は最も早く再興が試みられた。即ち前節の株の機能の側よりみても、又村落の講という点よりみるも、株の講は斯く独占的優位を占めるのであるが、之は株結合が村の他の何れの講集團よりも優位に立ち、且つその祭たる株講が該結合の本質的契機に連るためである。

村落を構成する同族祭團(竹田)

株講は、株の本質的な機能であり又その紐帯であつて、日常の生活関連はなくとも株講の祭團たる事に於て、何よりも株の一体感が満たされるのであるが、茲に株は最も小規模の、然しそれだけ最も純粹且つ典型的な一族宮座集團とみられ、古き氏神祭の祖型乃至原理ともいふべきものを看取せしめる。

三、戸籍と水帳——文獻

(1) 戸籍

右の様な株は然らば何時どの様にして成立したもののか。というより寧ろ文獻的に此処で直接に何時頃迄遡り得るか。之は同時に下村という村落の成立変遷を問う事を意味し、單なる聞取ては不確実であつて、差当つての手掛は勿論戸籍である。於与岐は壬申戸籍を失つて居るが、下村のみは戸長の明治三年戸籍案(C、欠カ、五戸)があり、之と明治十四年於与岐村戸籍(B)及び昭和廿七年現在(A)の間の戸数の変化をとれば第四表、更に現行の戸籍簿除籍簿を勘案して全構成戸(従つて株)の世系を連結すれば略々第五表となる。之によれば、B—Aの51—39は、51(B)—18 (B欄

第四表 下村戸数の変遷

	C	B	A
	明治3. 戸籍	明治14. 戸籍	昭和27 住民登録
於与岐		190	154
下村	52	51	39

第五表 戸主の変遷 (下村全戸。矢印は同一人)

株	C:明治3. 戸主		B:明治14. 戸主		A:昭和27. 住民登録			摘 要	
	頁	下村分戸籍 (5戸欠)	戸番	於与岐戸籍分 下村	戸主	続柄	世帯主		登録 番号
吉 崎 株 I	2	佐右衛門	12	吉崎与吉	吉崎勝二		同	18	株親
	31	三九郎	10	吉崎三九郎	吉崎為蔵		同	16	
			18	吉崎房吉	吉崎豊助		同	19	
	37	栄治郎	8	吉崎栄治郎	吉崎国蔵		同	13	
	14	安蔵	15	吉崎寅吉	吉崎安太郎		同	21	
吉 崎 株 II	11	弥右衛門	32	吉崎兵蔵	吉崎弥市		同	9	株親
	22	五左衛門	34	吉崎五左衛門	吉崎五左衛門		同	5	
	17	喜右衛門	33	吉崎直助	吉崎喜義		同	20	
	4	藤右衛門	41	吉崎藤右衛門	吉崎太一郎		同	28	
	28	文兵衛	100	吉崎佐太郎	吉崎文之助		同	38	
吉 崎 株 III	13	幸治郎	31	吉崎石松	吉崎孝市郎		同	1	明治45. 鹿 蔵家ヨリ分 家。
	20	吉蔵	38	吉崎俊吉	吉崎源次郎		同	10	
	18	善四郎	39	吉崎亀吉	吉崎喜蔵		同	30	
	25	勘兵衛	37	吉崎勘兵衛	吉崎満夫		同	31	
	40	武兵衛	26	吉崎武兵衛	吉崎ハナ夫	徳二	同	32	
株吉	46	重左衛門		吉崎重左衛門	吉崎重太郎		同	4	
IV崎	42	伊右衛門	45	吉崎豊助	吉崎有蔵	男	一	24	
株吉	33	佐助	29	吉崎広助	吉崎弥多吉		同	11	
V崎	34	重右衛門	40	吉崎重右衛門	吉崎ウメノ夫	伴次郎		29	

村落を構成する同族祭園(竹田)

村落を構成する同族祭団（竹田）

株吉				吉 崎 武	同	8	昭和4.仙太郎家 ヨリ分家	
VI崎	8	勘 四 郎	35	吉崎嘉右衛門	吉 崎 由 男	同		33
吉田株 I	30	庄 右 衛 門	42	↓ 吉田庄次郎	吉田庄太郎	弟初二	27	
	38	(幸七) 跡	7	吉田ま づ	吉田幸右衛門	同	15	
	28	吉 五 郎	6	吉田忠助	吉田竹三郎	同	14	
	9	喜 平	48	吉田庄兵衛	吉田源右衛門	同	26	
吉田株 II				(吉田太郎左衛門)	同		昭和14.左力蔵家ヨリ分家 昭和6.庄右衛門家ヨリ分家	
	41	俊 右 衛 門	23	吉田俊右衛門	吉田治左衛門	同		36
					吉田宗吉	同		37
					吉田鉄三郎	同	39	
吉田株 III			9	吉田久助	吉田石蔵	同	6	
	39	多 助	1	↓ 吉田多助	吉田いと	同	7	
	19	藤 五 郎	16	吉田作右衛門	吉田喜作	同	22	
吉田株 IV	3	久 右 衛 門	22	吉田丑松	(吉田景一)		株親	
	21	長 左 衛 門	3	↓ 吉田長左衛門	吉田長左衛門	同		3
吉田株 V					(吉田治兵衛)		株親	
	12	次 郎 左 衛 門	2	↓ 吉田次郎左衛門	吉田文江	夫鉄夫		2
	32	小 兵 衛	25	↓ 吉田小兵衛	吉田安太郎	同		35
					吉崎極蔵	男清太郎	17	明治38.友蔵家ヨリ分家
					相根金次	同	12	
					相根栄子	同	23	
森本株	24	三 右 衛 門	98	↓ 森本三右衛門	森本美恵子	夫一已	25	株親
					森本一	(中川原)		
四五	5	九 郎 左 衛 門	11	↓ 吉崎九郎左衛門				
	27	源 右 衛 門	14	↓ 吉崎源右衛門				
	35	勘 左 衛 門	17	吉田儀右衛門				
	7	平右衛門(平兵衛)	18	吉田平右衛門				
	16	嘉 助	19	吉田宇之助				
	15	太 郎 左 衛 門	21	↓ 吉田嘉平治				

(第五表(2)表)

株 頁	C: 明治3. 戸主	B: 明治14. 戸主	A: 昭和27. 住民登録			摘 要
	下村分戸籍 (5戸欠)	戸番 於与岐戸籍 下村分	戸 主	続 柄	世帯主	
36	勘 治 郎	24	吉田勘治郎			
44	浅 右 衛 門	27	吉 崎 兼 吉			
48	権 平	44	吉 崎 嘉 蔵			
26	久 次 郎	101	吉崎久兵衛			
1	仁 右 衛 門	97	森本仁右衛門			
45	羽 右 衛 門	99	森 本 菊 吉			
		4	通 山 恵 祐			
		5	高木数之助			
		20	吉 田 鶴 吉			
		28	吉 崎 嘉 平 衛			
		30	吉崎清左衛門			
		36	吉 崎 重 助			
6	九 右 衛 門					
10	為 助					
21	ぬ い					
29	広 右 衛 門					
46+1(絶家)=47 戸						
(戸籍ノ完本デハ) 51+1(寺)=52 戸		51 戸	39 戸			

村落を構成する同族祭団(竹田)

第六表 人口と耕地の変化（下村）

昭和8. 〔於支岐区史〕		明治3. （戸籍の村 高請地積）	
人 口	男	135	113
	女	127	130
	計	262	243
土 地	田	129反4畝	73反9畝8步4
	畑	90反1畝2步9	

にあつてA欄になきもの）+6（A欄にあつてB欄になきもの、即ち分家4軒入2）=39でこのB↓A間に姿を没した18戸は廃絶よりは転出が多いと思われ、恰もこの近代資本主義勃興期に舞鶴・綾部・福知山や京阪神方面に吸出されたのであろう。④ 下村の耕地面積と人口は第六表の如くで、明治三年の面積はC記載の村高請地反別であり実耕面積ではないが、その後の増加は当然見込まれる。土地も人口も若干は増加しながら、戸数が相当数廃絶又は転出して居る事は、可能な生活条件を漸く掴み得た者だけが辛じて村にしがみつぎ、之を掴み得なかつた者は村外に蹴出され、且つそうした分岐が常に「家」という枠を通して

にない最終の四戸も廃絶又は転出の管で、C↓Bの間も戸数に変化はなくとも戸は入替つて居るのである。B↓A間に生じた四戸の分家は廃絶又は転出した。

明治維新前後の頃にも株の組織と祭の存した事は、中川原惣左衛門株の荒神神位の裏書に「従来株荒神=候処御一新に付明治六年相改表書之通（表^{第三}）奉号者也。」とある事より、下村についても当然想像されるから、B↓Aの廃転十八戸中、もし中川原の白波瀬株の如く村から拳株脱落した者がなければ、在村当時は必ず今の何れかの株に属した筈であるが、具体的には株講宿帳の如きがここでは全く存しないから知る由がない。

下村には今の場合利用し得る宗門帳を欠くため、右C戸籍を通して精々文化頃の世代、即ち漸く今より四—五世代を遡り得るのみであるが、試にその間の世系を株の各戸の一々について検するに、各世系はその間少しも交叉する事なくすべて平行関係となつて表われる。固より婚姻による横の血縁関係は既述の如く複雑に錯綜するが、吉崎株Iで聞く如き家の間の縦の系譜的分派は認め得ない様である。

働いた事を意味する。C籍は今より戸分を欠くらしいがそれはB欄にあつてC欄空白の家であろう。C欄にあつてB欄

従つて現在株の家が該株にはじめて己れの位置を占めた時機は、当然右の世代以前と考えざるを得ない。之は当初から予想された事であるが戸籍はそれを明白に実証している。

(2) 水 帳

文政八年、当時下村の庄屋であつた吉崎九郎左衛門が書写した「文化八年未二月日 書抄民図帳」(以下文化の)⑤、

計二六筆の田地につき

- 「一」のせ
 - 一、下七畝拾五歩 太郎左エ門 次左エ門
 - 二、下式畝 与 吉 久 助
 - 三、下四畝拾五歩 同 人 喜右エ門
 - 四、下六畝八歩 太郎左エ門 嘉兵衛

(第一頁)

の如き体裁で二段に人名を掲げ、その帳奥に「古来より段々高分有之候ニ而 田地紛敷候ニ付 此度村中寄合 吟味之上 書改申候故 歩畝之義 古帳、面之通りニ相違無御座候 仍而如件 文化八辛未年正月吉日」(傍点)とし、更に

続いてその裏頁全部に亘り

- | | | | |
|-----|----------|--------|-------|
| 「庄屋 | 勘 兵 衛 組頭 | 嘉 七 株親 | 弥右エ門 |
| 年寄 | 五左エ門 同 | 幸 助 | 長右エ門 |
| 組頭 | 九郎左エ門 同 | 重郎右エ門 | 伊左エ門 |
| 株親 | 佐右エ門 株親 | 権右エ門 | 庄 兵 衛 |
| 同 | 伊右エ門 | 半 兵 衛 | 又左エ門跡 |
| 同 | 嘉 兵 衛 | 弥 助 | 作左エ門 |
| 組頭 | 喜左エ門 | 武 兵 衛 | 半右エ門 |

(配列原文通り)

の如き異様な連名を付して全帳を終つている。

この連名は文化八年の原帳では連署形式であつた筈で、従つて本帳標記の「書抄」は、恐らく於与岐村分から全下村分を抄出したという意味である事は奥書の文言からも明かである。次にこの二段の人名は一見通例の分附記載の如くみえるが、実はそうでなく、上段下段を夫々集計して些細に検すれば(第七表及び第八表)、上段は過去の或時期の地籍を、下段は現在の地籍を、夫々対照させつつ掲記したものである事が帰結される。ただ注意すべきは、上段即ち第七表は

第七表 上段列名者の関係地積 (文化8年下村水帳)

人	名	面	積	筆数
1	九郎左衛門	10 ^歩	21 ^升	4
2	弥助	105	06	26
3	彦助	58	09	20
4	又三郎	3	24	5
5	与吉	138	04	31
6	太郎左衛門	94	27	31
7	庄次郎	80	—	20
8	甚六	107	15	28
9	弥六	39	15	11
10	久一郎	45	27	11
11	寺田	12	15	4
12	栖龍庵	11	15	2
13	与七	4	08	4
14	新五郎	2	27	2
15	与次郎	3	—	1
16	甚九郎	10	—	1

人	名	面	積	筆数
17	庄右衛門	0	21	1
18	佃※	49	15	13
19	欠名	41	06	11
	計	819	10	226

※ 後述慶長18年の水帳にも佃が出る
がその所有関係は明かでない。

第八表 下段列名者の関係地積 (文化8年下村水帳)

役	村	人	名	面	積	筆数
	庄屋	1	勘兵衛	30 ^歩	10	10
	年寄	2	五左衛門	73	15	22
	組頭 棟親	3	九郎左衛門	47	21	11
	"	4	佐右衛門	23	—	3
	"	5	伊右衛門	17	06	4
	"	6	嘉兵衛	16	05	5
	組頭	7	喜左衛門	24	15	6
	"	8	嘉七	17	—	6
	"	9	幸助	22	—	5
	"	10	重郎右衛門	26	13	8
	棟親	11	権右衛門	30	21	7
	"	12	半兵衛	15	05	4
	"	13	弥助	18	—	7
	"	14	武兵衛	10	15	3
	"	15	弥右衛門	21	25	5
	"	16	長右衛門	7	—	2

「下村分の土地（と水帳が考える）を高請する人」を記し、下段即ち第八表はそれと共に「下村の人（と水帳が考える）が高請する土地」をも併記した点で、上段にのみ表われる人名空白の地積（第七表19）はそこに生じたズレに外ならぬ。

この水帳奥の連署は当時の村落構造を或程度示すものとして頗る注目に価する。即ち之によれば五戸（第八表）の下村に於いて、公簿である水帳を認証する権根を有する家は廿一戸あり、庄屋・年寄・「組」の頭・「株」の親の何れか一つである事がその資格であつた。又この五戸の村は地縁集団の「組」（八つ）と同族結合である「株」（十三）から同時に構成されたが、株の数は今の十二と大差がない。組と株とは併存したが明かに別の原理の単位体で、代表者は別々に出たが時に兼任する事もあつた。第八表と照合するに組頭の持高は大体平均に上位であるが、株親には小高者や甚しきは伊左エ門や半右エ門の如く帳外無高の者さへあり、一般村人でもこの連署人より高の多い者は珍しくない。之は組頭（という人）は組内の当時の経済的実力者が、その都度選出されたであろうに反し、株親（という

家）は系譜上の位置であり門閥家格であるから、時の経済力のみによつては容易に転移しない事実を反映する。今も吉崎株ⅠⅡが下村でのオー株と云われるのは構成戸数の多少のみではなく社会的な力と格を意味し、従つて劣弱な株では株親家であつてもその力は劣弱であるが、劣弱であつても株親家たる事が村内に發言権を有するので、無高者や極端には絶家して現実生活者なき形骸のみの家である「跡」さえ、それが株親家たる資格に於て公簿の認証権を公認された。単に組頭のみである者は組内での当時の経済的実力者であるが、株内では他に株親家を載く分家筋の家であり、株親組頭兼任者は実力と門閥を併具し株内組内で共にその頂点に立つた者であろう。明治以後と異り、徳川時代には株結合が一種の公法的性格をさえ持つ場合のあつた事をこの文書は示すものである。

然し株は更に早い時代からこの村に存し密切な生活関連の場であつた。次の文書はそれを雄弁に物語っている。

「永久壳渡シ申田地之事

（前略）則右之田地御年貢六升つつまゝ年御上納可被成

候、万、一、かぶ之内、何も申分無御座候、（傍点 筆者）永久売けん
状如件。

売ぬし

仁 右衛門 ㊦

寛保三年 口入 小 兵 衛 ㊦

十二月廿一日 多ノ かふ 羽 右 衛門 ㊦

同 三 右 衛門 ㊦

年寄 次 兵 衛 ㊦

中川原村 庄や 勘 右 衛門 ㊦

伝 六 殿

この様に株が保証に立つた出入済状や土地売券は、現在六通程存するが（寛永19、明暦1、享保6）寛永明暦等初期のものには村役人が入らず、ただ株のみ連署しているのは株の保証が最も有効であつた証左であらう。更に所屬株の保証は独り自村のみならず、於与岐内の他村に対してもその効力をもつたが、⑥享保六年の出入済状に「可ふ内」六人が連署しているのは当時の株の規模を示すものである。等々は、偶々文献に遺さるべき事件であつたために株の存在が

記録されたのであるが、かかる文書の現はれる背後には猶ほ記されざる無数の生活関連が当時の株結合をめぐつて今日以上に多く存した筈である。

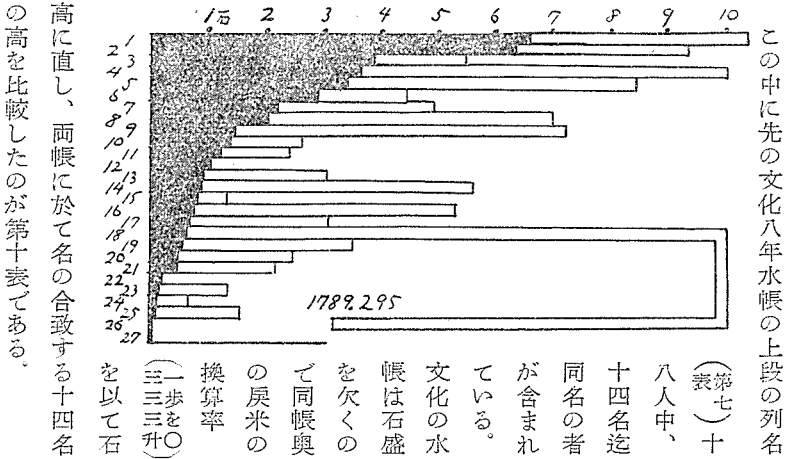
時代を更に遡るに、於与岐の検地は慶長十八年十一月四日村について行われた。その野帳が「慶長十八年十一月朔日於与岐村水帳」一冊で、⑥仮に通番号を附すれば全部で六八九筆、その中この検地で下村分の田地と考えられたものは62—125、342—577、592—614の計1113筆、集計すればこの高請人総数廿七名、うち廿二名は他村にも高請地をもっている。帳奥の換算率（一〇束を上田で七三升・中田）によつて束把を石高に直し彼等の総持高を第九表及び同附図に示す。

第九表 慶長18年下村分高請人の於与岐内に於ける村別持高

	高 請 人	下 村		中川原		大 又		見 内		計	
		升	石	升	石	升	石	升	石	升	石
1	与 吉	651	7	382	325			9	31	1043	335
2	迫 田	632	455	250	39	49	21			932	055
3	庄 次 郎	377	9	145	7	3	325	23	275	550	2
4	弥 助	361	58	279	105	253	75	107	87	1002	305
5	甚 九 郎	341	775	346	955			158	97	847	7
6	彦 助	284	025	93	54			59	5	437	065
7	あ ん 坂	213	78	269	325					483	105
8	太 郎 左 衛 門	199	57	367	18			128	345	695	095
9	甚 六	145	26	578	1					723	36
10	孫 市 郎	136	325					123	375	259	7
11	源 十 郎	116	9	69	325	46	55			233	275
12	久 次 郎	98	—							98	—
13	弥 六	83	125	196	35	19	95			299	425
14	久 助	82	925	99	23	35		343	84	560	995
15	吉 祥 庵	80	3	45	22					125	52
16	与 左 衛 門	66	5	456	835					523	335
17	甚 七 郎	65	1	225	645	14				304	745
18	庄 右 衛 門	61	81	598	105	1114	085	15	295	1789	295
19	新 右 衛 門	49	—	220	36	73	15			342	51
20	与 兵 衛 門	33	25	187	55			16	625	237	425
21	栖 龍 庵	33	25	142	625			36	575	212	45
22	又 三 郎	12	635							12	635
23	小 右 衛 門	9	975	33	25			84	455	127	68
24	孫 右 衛 門	5	32					57	61	62	93
25	九 郎 左 衛 門	5	6	59	78	108	5	23	275	197	155
26	孫 次 郎	1	995							1	995
27	与 次 郎	1	33	1	33			6	65	9	31

村落を構成する同族祭園(竹田)

第九表附図 (黒は下村に於ける持高)



村落を構成する同族祭団(竹田)

第十表 (慶長18年・文化8年) 両水帳に表われる高持人と持高

家名	慶長18年, 於与岐水帳		文化8年, 下村水帳の上段	
	總計	下村分	石高	面積
1 与吉	1043.335	651.7	1879.952	188.04
2 庄次郎	550.2	377.9	799.2	80.1
3 弥助	1002.305	361.58	1050.948	105.6
4 甚九郎	847.7	341.775	99.9	10.1
5 彦助	437.065	284.025	582.417	58.09
6 太郎左衛門	695.095	199.57	948.051	94.27
7 甚六	723.36	145.26	1073.925	107.15
8 弥六	299.425	83.125	395.715	39.15
9 吉祥庵(寺田)*	125.52	80.3	124.875	12.15
10 庄右衛門	1789.295	61.81	6.993	0.21
11 栖龍庵	212.45	33.25	114.885	11.15
12 又三郎	12.635	12.635	37.962	3.24
13 九郎左衛門	197.155	5.6	106.898	10.21
14 与次郎	9.31	1.33	29.97	3.1
15 佃	380.895		494.505	49.15
16 久一郎			458.541	45.27
17 与七			40.959	4.08
18 新五郎			28.971	2.27

備考※ 吉祥庵は下村に全持高の三分の二をもつ。於与岐の寺は吉祥、栖龍二庵のみで後者は今も中川原に建つ。下村分のみの抄出である文化の水帳では自村唯一の寺 吉祥庵の田は「寺田」とのみいつただけで充分了解されたと思われる。

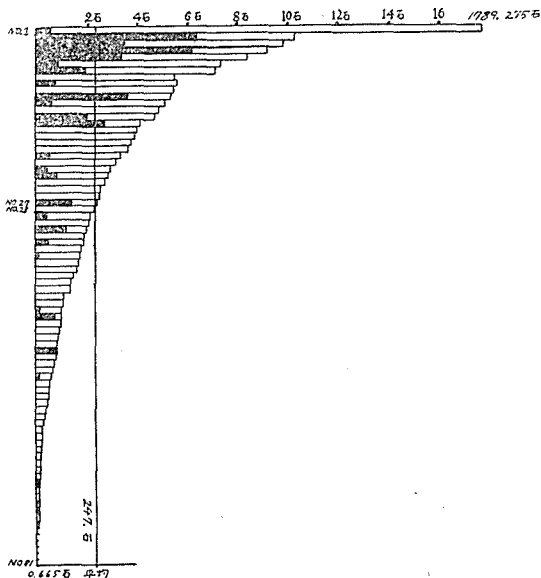
検地は固より土地を主としての登録であるから第九表の廿七名は下村分の田に高請する人聞て、その中には下村分の人間が相当数含まれている事は明かであるが全部がそうでない事も亦確實で、名寄帳のない今日その数を確知し得ない。第九表及び同附図から明かな如く下村で少量、他村で多量の高をもつ者も珍しくなく、ともかく入作者(m)が相当ある一方、帳外無高者や、極端には、他村でのみ高をもち自村では無高の下村村民(n)も考え得る。従つて27-3+10が慶長十八年の下村の戸数であるが、同様に文化の水帳上段(表第七)にもこのm及びnに当る者(夫々m、n)がある筈である。文化八年には五一名の高持以外に猶若干の無高(棟親でも二名)があるが、明治三年の在籍者(在住者)村一名は全部高持であるらしい。従つて近世を通じての下の戸数の変遷は左の如くなる。

$$\begin{array}{c}
 \text{慶長18} \\
 (27-m+n) \downarrow \\
 \text{本年} \\
 (18-m+n) \rightarrow (51+x) \rightarrow 51 \\
 \text{文化8} \downarrow \text{明治3} \\
 \text{検地}
 \end{array}$$

m、n、nの数值を知りえないが、慶長十八年検地に於ける於与岐四村一人の別持高は第二図の様な階層分化を示

村落を構成する同族祭団(竹田)

第2図 慶長18年検地に於ける於与岐全村の別持高(81人)。黒はそのうち下村分の高を示す



している。四ヶ村で八一人の本百姓、即ち一村平均二〇〇という戸数は直ちに27-m+nではないにしても、両者は無関係な数ではない。従つて慶長十八年→文化八年の間に下村の高持百姓の戸数は、二倍強に増加したという趨勢が蓋然的ではあるが想定され得る様である。

四、同族祭団成立の歴史と論理

村が開発の有力本家たる大手作地主と、それに従属する血縁非血縁分家たる小作階層によつてヒエラルキツシュに構成され、地主手作経営の拡大発展が分家名子や被官の賦役的小作関係として現象し、村の政治は一義的に本家地主の統制に服し、本家地主の氏神が即ち村の産土神という様な、或はやがて本家の名子被官分家（非血縁分家）となる者が分家以前に、奉公人家族として本家の複合大家族制を構成する因子であるという如き、後進的な東北地方等に屢々見られる所謂同族結合の範型的なものは少くも近世以降の於て与岐に於ては見る事が出来ない様である。慶長檢地の際の筆頭の大高持大又の庄右エ門が、或は今の禰宜カブ大又の吉田次男家の先蹤かと思われなくもないから、中世後半にはそうした事が存したかもしれないが、類推の域を出てない。従つて、その意味ではやはり畿内の先進型に属するとも言得よう。にも不拘、畿内の他の地域には、少くもそれ程顕然しない同族結合が、独り、この於て与岐を含む兩

丹地方にのみ一種特別の景観をなして存続したのには、そうさせるべき何等かの社会経済的条件が存した筈で、それをただ先進地帯に於て後進的要素が言はゞボケツト状に残存したものというのみでは実は説明にならない。所謂後進性の範型的なものがそこにはみられないからである。事態を今少しく具体的に説明し得ないものか。

その場合上来於て与岐の伝承と文献の中に看取した要約次の五つのデータ、即ち

一、株神（同族神）の背後に、「先祖」の佛が隠顯すること
二、株は株講の祭団たる事に自己の本質的契機を見出して居ること

三、株は家の系譜関係としての一全体であると意識され且つその機能を果してゐること

四、近世を通じて株は確実に存続して来たこと

五、極めて蓋然的ではあるが、近世前半期に戸数は倍加しており、後半期の処では無高人が消滅する傾向がみられること

の相互間に実は密接な内面関係があり、又それが或程度右

の説明となるのではなからうか。坂田武治氏本の慶長検地帳には、処々次の様な分附記載がみられるが浄写本の吉崎本ではそれに分附の記載がない。即ち例えば前者で

「下二そく三わ

む可い可いち
さした分

下五そく五わ

あせの谷

与吉

下十そく

同所

甚三郎
(傍点筆者)

とある同じ場所を吉崎本では左の如く記している。

「下式東三把 同所(「たき谷」向かち

下 五東五把

あせの谷

与吉

下 拾束

同所

「甚三郎」

本検地帳で分附をもつ者は「追田」のみであるが追田は地名から転化した家名であることは「むかいかいち」と同様である。第十一表にみる如く於与岐を通じ「追田分」は寺の外に二名、その中、甚三郎は於与岐で中級の高持であるが、その高の全部が追田分であり、寺の高も殆んど悉く追田分である。而して検地帳の原本には書き、同時の浄写本が故意に「分附」記載をさけて居るのは、預け主(追田)

村落を構成する同族祭田(竹田)

第十一表 追田分 (於与岐を通じて)

高持人名	於与岐での持高順位	(A) 持高 (単位升)	(B) (A)の中の追田分	B/A
甚 三 郎	no. 42	133,	→ 133	100%
吉 祥 庵	no. 44	125.52	→ 116.975	93%
向 が ち	no. 64	25.27	→ 15.295	60%

	級 位	分附以外の持高	分附させた高 (上欄Bの合計)	計
追田	no. 4	931.855 78%	265.27 22%	1197.125 100%

と預り人との間に該地籍の帰属がそれだけ不確定の状態にあることを示すものであろう。然るに之は、奉公人分家の析出される時、或は非血縁分家の設定される時には將に生ずべき事態であるが、更にいえば、たとえ不確定とはいえ甚三郎や「向がち」程の強さの耕作権をさえ未だ公認されるに至らない無高人や、零細高持人の預作が、未だ検地帳上に表われな

五七

いで行われているのではなからうか。拔群筆頭の高持庄右エ門でも、僅かに一七石八斗余であつて、上掲諸表からも見られる様に一般にその持高は極めて零細である。従つて今もそうである様に、ここでは「山」が常に生活手段として大きな意味をもつた。それだけに猫額の瘦田でも高持になる希望、なつた者に対する羨望は一層激しかつたであらう。零細な持高がそれを語つている様であり、又そこに正しく山村があるのであつて、投入される労働量の相對的比率は低少であるとしても、やはり田地持高の相違は社会的な階層分化を或程度に語るものとみられよう。

徳川前半期の戸数の倍加がもし悉く血縁分家のみによるとすれば、それに応ずべき耕地の増加を前提しなくてはならぬが、その想定は困難の様である。その外に更に帳外無高の小作人が生長し、零細な持高を分与されて地主家の非血縁分家として一軒前を認められ、零細な持高を以て水帳上に表われると共に、一方自家の分創以前と同様、旧地主即ち今の非血縁本家の耕作や山仕事に賦役的労働（地主家即ち本家の準家族的無償労働）を提供することによつて、

自家の零細な持高をカバーしたという様な事情の方が一層自然であつたかと思われる。外部からの転入者もこのコース以外には定着が不可能であつた。即ち後進的範型が、少くも近世前半期に小規模にここには展開したとみるのである。かく考ふるならば、株結合が家と家との系譜關係として存続した理由は最早自明であらう。而して他の夾雜者の介入と自系譜關係者の逸脱を駁に排除し、挙げて一元的に之を統攝し得る者は該系譜關係の始源、即ち株の「先祖」以外にはあり得ない筈であつて、株の祭るものがそれ以外に何者か別の名を称するのは、何等か他の理由による第二次的習合の結果とみる外はない。

株譚は原理的にはこの様にして成立した筈であるが、現在見る株譚が現実には何時成立したかを知る事は困難であり、又八幡宮の宮座との成立の前後關係も知悉し得ない。於与岐八幡に存する宝曆五年の宮座の座図は、十八名の座衆の可成に整然たる配座を示し、「慶長十八年丑八月十日百年目改仰付候。御役所様へ申上候。宝曆五亥年改申上候」といつている。下村吉崎株Ⅰの株荒神の記年銘安永九年が

創建であるか造替であるかは判然しないが、別の処で論じた如く^①両丹地方の株譚に関する諸種の記年銘の殆んどが幕末に近い徳川後半期である事は注意すべきで、時期が晚いから資料が多く遺つたと許りもいえない様である。或は之もその一例として加わるものであろうか。

上来、株から直接に構成される村落の例を下村にとり、宮座組織をその外廓、於与岐村にみて、下村分としての村民神については一切言及しなかつたのは一に調査不充分の故であるが、恐らく徳川中期と推定される「於与岐下村絵圖面」(吉崎為^②蔵氏蔵)によれば、下村中川原村の村境伊佐津川に臨んで「下村ダイジヨグン」の小祠が描かれているのがそれに当る様である。所が慶長の検地帳ではこの附近の小字名を「大上、こんのむかい」「大上、こんの下」等と書いているのは、当時さう呼ばれたからであるが、之は隣国若狭から近江湖西にかけての同族神「大じようごん」「大將軍」^③との実体的関連から更に進んで、見内には皆無の吉田吉崎姓の株が、この川筋三村に圧倒的に多い事実との関連を想起させることを附記して拙い概報を終りたい。

村落を構成する同族祭団(竹田)

① 吉崎清太郎家は先代に分家後本家が絶家した。八幡の神職相根金次家、相根栄子家は見内の相根株に属し便宜上、下村に住む。中川原の惣左衛門株のみは株親吉田宗太郎家を常頭屋とする。

② 拙稿「宮座と株譚」民間伝承十六卷十二号 ④ 京都府農業経済調査では東八田村は代表的な通勤工農村の例に指定されている。綾部の織維関係、舞鶴の軍需関係が主たる通勤先であるが、鉄道沿線部落のセンススであつて、於与岐の如き交通不便の地からの通勤は困難であり当然労働先に定着する公算が大きい。京大農林経済研究室、農村経済調査彙報第八号) ⑤ 下村吉崎清太郎氏蔵。同家は即ち九郎左衛門家である。⑥ 明治三年の戸籍案では下村は10伍組から成つて居た。⑦ 中川原坂田武治氏文書 ⑧ 坂田武治氏文書享保六年十一月九日付の下村仁右衛門宛中川原七右衛門の田地売券には かつ内一年寄二及び庄屋が連署している。⑨ 野帳の原本は坂田武治氏蔵。吉崎清太郎氏蔵の分は同じ時の浄写本か。⑩ 明治三年の下村戸籍案は今五戸分を欠くが残り四七戸は悉く高持で戸籍奥記載の村高五五五二升とこの四七戸の高四九六六・三六二升の差額五八五・六三八升が即ち断欠五戸分の高である。⑪ 拙稿「仏壇の成立する民俗学的論理—常民の家と祖先信仰と仏教との関係」禅学研究四四号 ⑫ 拙稿「丹波和知荘に於ける地頭家とその氏神祭の変遷」⑬ 小林一男「ダイジヨコについて」民間伝承十三ノ五、橋本鉄男「莊殿と大莊殿」民俗学研究三、拙稿「大將軍と石地蔵」近畿民俗10

報告は京大柴田教授のもとに昭和廿七年度文部省科学研究費に依て行つた「近畿山村の歴史民俗学的研究」の一部である。三稿時雄教授、富川鴻、高尾一彦両氏の御示教に対しては厚く謝意を表す。

Das Lombardverbot und das Bismarcksche System

von

T. Okabe

Im allgemeinen wird behauptet, dass 1887 das von Bismarck geschaffene europäische Staatensystem völlig zur Ausbildung gelangte. Doch in demselben Jahre liess er das sogenannte „Lombardverbot“, welches sich gegen die russischen Wertpapiere richtete, in Kraft treten. In den letzten Forschungen heisst es, dass diese Massnahme dem „Rückversicherungsvertrag“ von 1887, durch den Bismarck die freundlichen deutsch-russischen Beziehungen möglichst zu erhalten gestrebt hatte, widersprach. Man betrachtet dies als das erste Anzeichen für das Verlassen seiner bisherigen Politik.

In meiner Untersuchung aber prüfte ich neu die Verhältnisse nach, unter denen dieses Verbot entstanden war, und erkannte, dass der Anlass zu dieser Massnahme sich bei Bismarck nicht rein auf einem finanz- oder wirtschaftspolitischen Bedürfnisse gründete, sondern vielmehr ein diplomatisches Mittel gegen die russische Innerpolitik darstellte. Er wollte der deutschfeindlichen Partei, die damals in Russland arbeitete, einen Schlag versetzen und dadurch den Rückversicherungsvertrag stärken. In dem Verbot jedoch bemerkte ich auch eine Auswirkung der Agrarpolitik, welche von dem Konservatismus der Junker verfolgt wurde.

Das Verhältnis des Lombardverbots zu dem „neuen Kurs“ und die Beziehung zu dem russisch-französischen „Zweibund“ werde ich später behandeln.

Tribal Sects of a Village

Kabu and Kabu-kō in Oyoki-mura, Tanba

by

C. Takeda

According to a tradition the villagers of Oyoki (於与岐) were organized into a sort of guild called *mīyaza* (宮座) and grouped themselves into tribal combinations. These combinations were called *kabu* (株) and

their members were knit together with the worship of their ancestral god. They were, so to speak, the sectarians who constituted the *keō* (講) which was made the center of their sacred practice. Now, on the other hand, we are favored with some documents which tell of the peculiar conditions of the village. The aim of this article is to trace the relations between the folkloric tradition and the actual communal structure and thereby to contribute to the understanding of the folklorics from the historical viewpoint.